



Since 1972.2.24

帯広西ロータリークラブ

会報

THE ROTARY CLUB OF OBIHIRO WEST
Weekly Report

<http://www.tokachi.co.jp/wrotary/>



9

 2007, SEPTEMBER
第1732回例会

平成19年9月13日



2007年9月 新世代のための月間



会 長	茨木 雅敏	広報委員長	奥 敏則
副 会 長	近藤 誠勝	広報副委員長	小甲 哲士
副 会 長	千葉 清孝	委 員	渡部 省一
幹 事	三野宮 功	委 員	久保 且佳
会 計	大沢 剛	委 員	田中 利昭
S A A	本田美喜男	委 員	北川 勝啓

会長報告

会長 茨木 雅敏



こんにちは。本日の報告事項ですが、来週の木曜日にガバナー公式訪問が行われます。10時30分よりクラブ協議会になっておりますので、出席義務者の方々は、宜しくお願ひいたします。詳しくは幹事より後ほどご案内があると思います。

先日の日曜日、釧路において2500地区CLP研修セミナーが開催されました。本日はその中身についてふれたいと思います。CLPとは、RIが推奨する各クラブの効果的委員会構成への提案です。2500地区でCLPをすでに実施しているか実施予定を検討中のクラブは、アンケートの結果68クラブ中44クラブとなっています。委員会構成については統一された形ではなく、各クラブ独自のものでもかまわないので、多くのクラブが何らかのアクションをおこしているのが現状です。当クラブでは、2001～02年の小室会長・郷幹事の年度の委員会構成の作成の際、数年前より会員数が徐々に減少し始めたのをきっかけとし、クラブ奉仕委員会を10委員会から7委員会に、社会奉仕委員会を3委員会から1委員会に統合し削減しております。現在にたとえますと苦肉の策のCLPですが、クラブ細則の改正を含めてのクラブ全体の検証がまだ済んでおりません。これも早い時期に行いたいと思います。

セミナーの中でゲストの、第2760地区(愛知県)の斉藤直美直前パストガバナーが、「ロータリーの更なる究明」、副題として「ロータリアンの誕生と成長のために」で講演がありました。斉藤直美パストガバナーは、昨年の紋別の地区大会でも参加した方です。そのお話の中で、ロータリアンの一人一人は立場は違いますが、入会してから歩み始めは大きく分けて3つのタイプがあるそうです。一つは、いきなり社会奉仕とか国際奉仕の現場に参加して活動をはじめるタイプ。二つ目は、ランチタイムメンバー。三つ目は、初めから英才教育を受けるタイプだそうです。毎年3タイプのメンバーが育っていくわけですから、各タイプとも、いずれはロータリーの大きな波に入ってもらい、動機付けとなるプログラムが必要であります。それは、ロータリーの奉仕理念の土台作りとなる、新入会員を含めてのオリエンテーションであります。その重要性を強調しておりました。また、手取り早い治療法として、西クラブには当てはまらないと思いますが、ロータリーアクトの活動等を担当させるショック療法。留学生のホストファミリーになってもらう等のフレッシュ療法。または、クラブの重要なポストについても、嫌でも勉強をしてもらう等があると言われておられました。オリエンテーションの資料として数冊の本をあげておりましたが、一冊目は、松井幸雄PGがガバナー月信の別冊として書かれたものを翌年度にまとめた、「ロータリーに関する十四の断章」。二冊目は、小堀憲助著の「ロータリークラブ—その理論と実態と批判」を紹介されておりました。両方とも昭和40年代のもですが、幸い私の手元に二冊ともありますので大いに活用したいと思っております。以上、会長報告といたします。

たいまつ宣言

この「たいまつ宣言」は創立30周年にあたり、西ロータリークラブの創立の心を知るところから発し、我々が未来へ向けての道標とするものである。たいまつのように我々の行く道を照らし、明るい未来へと導くものである。

- 1.我々は 垣根のない交流を目指し 友情の輪を拡げる
- 1.我々は 他に依存することなく 自らを発する
- 1.我々は 常に変革をもって 行動する
- 1.我々は 自己の研鑽の為に 真の奉仕を実践する
- 1.我々は 生涯現役であり 活動に引退はない

■出席状況報告

月/日	8/2	8/9	8/23	
例 会	1727回	1728回	1729回	
総会員数	72名	73名	73名	
計算に用いる 出席数	64名	65名	65名	
ホームクラブ出席	51名	50名	43名	
メークアップ参加	9名	12名	19名	
欠 席 者	4名	3名	3名	
出 席 率	93.75%	95.38%	95.38%	

■ニコニコ献金

9月13日 8,000円 累計 163,000円

■今月の主な行事

- 9月 2日 家族野遊会
- 6日 誕生・結婚祝
- 13日
- 20日 ガバナー公式訪問例会
- 27日 夜間例会



例会日/木曜日 12時30分～13時30分 例会場/北海道ホテル 帯広市西7条南19丁目1 (TEL 21-0001)
創立/1972年2月24日 事務局/帯広経済センタービル4階 TEL 25-7347 (直通) FAX 28-6033

点 鐘
開会宣言
ロータリーソング (奉仕の理想)
ゲスト紹介
弁護士 阪口 剛 様

茨木雅敏会長
深澤知博副SAA
深澤知博副SAA

会長報告
会務報告

茨木雅敏会長
三野宮功幹事

①帯広南RC、9月17日(月)祭日のため休会と致します。

②帯広南RC、9月24日(月)振替休日のため休会と致します。

③【帯広西RC、ガバナー公式訪問例会】

日 時 平成19年9月20日(木)
午前10時30分～12時30分 クラブ協議会
午後12時30分～1時30分 例会

場 所 北海道ホテル

④【帯広西RC、夜間例会開催のご案内】

日 時 平成19年9月27日(木) 午後6時30分

場 所 北海道ホテル

担 当 会員増強委員会

※アルコールの用意をしております。

お車でお越しの際はご注意ください申し上げます。

⑤帯広北RC、夜間例会開催のご案内

日 時 平成19年9月21日(金) 午後6時

場 所 ホテル日航ノースランド帯広

⑥地区大会の車の乗り合わせについてご協力お願いします。

⑦RI日本事務局

9月1日よりロータリーレート1ドル116円となりました。



ニコニコ献金

親睦活動委員会 横田幸宏会員

村田篤彦会員

遅れ馳せながら、先日の旭山動物園での家族家遊会、シロクマやペンギン等を普段見られない角度から見学させて頂きました。親睦委員会の皆様にお世話になり有難うございました。



中山広雄会員

昨日はシマフクロウの鳴き声を聞きながら、山の温泉でリフレッシュしました。

笹井祐三会員

屋内スピードスケート場の協賛活動も大詰めを迎えました。よろしく申し上げます。商工会議所、地域開発委員長として、先日の委員会を以って実質終了しました。3年間よく持ったな！という印象ですが、支えていただいた方々に感謝致します。

プログラム

社会奉仕委員会 山田倫一郎委員長

本日の例会は、2009年にスタートする「裁判員制度」について齊藤道俊法律事務所 阪口剛 弁護士をゲストにお招きして、卓話をしていただきます。



「裁判員制度について」

弁護士 阪口 剛

1 裁判員制度とは

裁判員制度は、2009年5月までに実施されます。刑事裁判に、国民から選ばれた裁判員が裁判官と一緒に加わって裁判をするという制度です。今までは、小さな事件は裁判官が一人だけ、重大事件については裁判官が3人で審議をしていましたが、ここに一般から選ばれた裁判員6人が加わって裁判をすることになります。殺人、強盗致死傷など重い事件が対象となります。今のところ、脱税、窃盗、覚せい剤、道交法など刑事事件の大半を占める事件については、裁判員制度の対象になっていません。実際どのくらいの件数が予想されるかというと釧路地裁の管轄では、平成15年9件、16年17件、17年13件、18年13件です。裁判員制度は、各地の地方裁判所の本庁で実施されることになっています。例外を除いて、帯広支部では行われません。皆様は裁判員に選ばれようと、釧路の本庁で裁判員の仕事をしなければならないので負担が大きいこととなります。



2 どのように選ばれるのか

選任の手続きは、選挙人名簿から、翌年の裁判員候補者を抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作成します。その後事件ごとに、候補者名簿の中からその事件の裁

判員候補者を抽選で選び、呼出状が届きます。通常の事件で50人程度、困難な事件などで100人程度と予想されています。指定の日には裁判所に行きますと、選任のためのふるいにかけてられます。利害関係や不公正な裁判のおそれなどについて質問、一定程度辞退することが認められています。制度上は、70歳以上、会期中の議員、学生生徒も辞退できません。原則として仕事を理由に辞退できません。除外されなかった候補者の中から、抽選で6人の裁判員が選任されます。釧路地裁管轄の名簿に載る確率は、0.08%から0.16%という統計が出ています。日当は候補者で8000円以内、裁判員で1万円以内です。また釧路までの宿泊費、旅費も支給されます。会社の事業主は、従業員が行くことになった場合には、認めなければなりません。

3 裁判員の仕事、役割

実際の仕事は、刑事事件の裁判(公判)に立ち会う。証拠書類の取調べ、証人や被告人への質問などを必要に応じて行うことになります。

次に評議、評決に入ります。事実の認定をして、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑に処するかを裁判官と一緒に議論(評議)、決定します(評決)。

原則全員一致が望ましいですが、全員一致にならない場合には、多数決により評決します。多数決は、どちらかに裁判官、裁判員が1名以上含まれていなければなりません。陪審員制度と裁判員制度の違いは、量刑、刑の重さを決めるところまで立ち会うかどうかということです。陪審員制度は、有罪か無罪かを陪審員だけが決め、裁判官だけで刑を決めます。裁判員制度は、有罪か無罪かだけでなく、刑の重さまで決めるということで、国民の感情が刑の重さに反映されることとなります。

裁判長が判決の宣告をして、裁判員の任務は終了します。

4 刑事裁判における大原則

・無罪の推定

無実の人を処罰してはならない。犯罪を行ったと疑われて捜査の対象となった人(被害者)や、刑事裁判を受ける人(被告人)について、刑事裁判で有罪が確定するまでは「罪を犯していない人」として扱わなければなりません。また、検察官が被告人の犯罪を証明しなければ有罪とはできません。疑わしきは無罪、疑わしきは被告人の利益として扱うこととなります。

・合理的な疑問を残さない程度の立証

有罪とするには、検察官が十分な証拠を提出して証明する必要があります。「被告人は疑わしい」「何となく怪しい」という程度では有罪とはできません。

合理的な疑問(良識にもとづく疑問)

法廷で見聞きした証拠にもとづいて、良識に照らして考えたときに何の疑問もなく被告人が犯人であると確信できなければ有罪としてはいけません。このことは、冤罪をなくして罪を犯していない人を刑務所に送らないとする考えに基づいています。

5 裁判員制度実施に向けての課題

・取調の全過程の可視化

取り調べ、自白調書の作成は、密室で行われています。したがって、強制や誘導、虚偽の自白の危険があります。自白の任意性が重大な争点となります。被告人と捜査官との証言合戦(水掛け論)になりますが、取調べの最初から最後まで録音、録画しておけば簡単に判断できることとなります。

・捜査機関の証拠の全面開示

検察官は、証拠を選別して裁判所に提出します。どんな証拠があるのか、弁護人には不明です。そのため、被告人に有利な証拠が隠されてしまう可能性があります。検察官は、事前に手持ちの証拠を全面的に弁護人に開示すべきであるといわれています。

6 楽しみながら考える

映画、DVDの名作として「十二人の怒れる男」「12人の優しい日本人」、「それでもボクはやっていない」というものがあります。また日弁連監修の漫画、「裁判員になりましたー疑惑と真実の間でー」を本日50円で販売していますので、お買い求めください。

謝 辞

茨木雅敏会長

2年後に向けて、勉強しなければならないことが多々あります。私自身このような内容については、ぶっつけ本番の世界ですが、なんとかしなければならぬと感じました。本日は、どうもありがとうございました。

開会宣言
点 鐘

深澤知博副SAA
茨木雅敏会長